

工事請負契約書第26 条第5 項（単品スライド条項）の運用に関する説明会 質疑応答

開催日：令和8年4月28日、5月12日

	質問	回答
1	設計図書の数量とは、残工事に対する数量か	残工事数量が対象となる。 なお、単品スライドにおける残工事数量とは、既済部分を除く数量を指し、スライド協議時点の残工事量ではない。 【単品スライドマニュアルP10】
2	請求書が提出できない場合、納品書で数量と時期を証明し、実勢価格でスライド可能か。	実勢価格は物価資料等により発注者が算定する額。 実際の購入価格でのスライドについては、納品書、納入書、請求書等、実際に購入したことが確認できる資料が提出されれば可能。 【単品スライドマニュアルP18,40】
3	購入金額の資料は必要か。	実際の購入価格でスライドを行う場合は、見積等、購入金額がわかる資料が必要。 【単品スライドマニュアルP40】
4	アスファルト類であれば、表層密粒、粗粒、乳剤等の合計（累計）でスライドを行うのか	品目（アスファルト類等）ごとの合計でスライドを行う。 【単品スライドマニュアルP4,37】
5	当初発注がデザインビルド・見積の場合に、実勢価格はどのように考えればよいか。当初の見積先からもらうべきか、実際に納入した業者からとってもよいのか。	購入した時期の購入価格と実勢価格を比較して、安価な方を採用する。なお、実勢価格は当初積算時と同様に、発注者において見積・特別調査等により算定する必要がある。見積先についての指定はない。 【単品スライドマニュアルP22】
6	一社しか製造していないものについて、実際の購入金額を実勢価格と判断してよいのか。	マニュアル記載のとおり、類似品の上昇傾向等により、妥当性の確認は必要。 【単品スライドマニュアルP22】
7	間接費（率計上）も計上されるのか	単品スライドにおいて、間接費は計上されない。 【単品スライドマニュアルP2】 なお、インフレスライド時には、直接工事費の増額に伴う間接費（率計上）の増額も対象とする。
8	変更額は工事費の1%を差し引かれた金額となるのか	スライド変更額は受注者負担分として1%を差し引いた金額となる
9	スライド後の金額が240万、足切りが200万の場合、増額は40万ということか。	40万がスライド協議額となる。 【単品スライドマニュアルP11,36】
10	契約時の積算価格が200円、合意単価170円で、実際には230円となった場合、スライドは30円分または60円分のどちらが該当するのか。	合意単価をベースとするため、60円分が該当する。 【単品スライドマニュアルP41】
11	受注者負担とする瑕疵担保の1%の必要性は。	1%は小さな変動等を想定した足切り額であり、1%以内であれば、増額・減額共に変更の対象としないという意味合い。 なお、"1%"の数値の根拠については、契約書29条 不可抗力による損害 において定められた「発注者は損害及び取付けに要する費用うち請負代金額の1%を超える額を負担」に準じている。 【単品スライドマニュアルP1,2】
12	実勢価格の算出方法は。	物価資料等の公表資料により発注者において算定する。
13	単品スライドの申請は、申請書提出日以降の購入を対象とするのか。	提出日以前に購入した数量についても対象とする。 ※ただし既済部分は除く。 【単品スライドマニュアルP10】

工事請負契約書第26 条第5 項（単品スライド条項）の運用に関する説明会 質疑応答

開催日：令和8年4月28日、5月12日

	質問	回答
14	複数年に渡る工事において、1年目は単品スライド請求を行うが、2年目は請求しないということは可能か。 その場合、請求時にスライド期間の記載が必要か。	複数年に渡る維持工事等、年度毎に精算・完済を行う工事については、特定の年度でのみ単品スライドを行うことが可能。 その他の複数年年度工事については、精算変更後に単品スライドを行うため、精算時点での設計数量に対して、購入数量等の証明が必要となる。 【単品スライドマニュアルP.45】
15	単品スライド額は全ての経費の対象とするのか。	諸経費の対象とはしない。 【単品スライドマニュアルP.2】 なお、インフレスライド時には、直接工事費の増額に伴う諸経費の増額も対象とする。
16	1%の足切り額は、何らかの単価を1%分減らすということか	単価は変えず、スライド協議額（変更金額）から控除する。 【単品スライドマニュアルP.11,36】
17	単品スライドの対象は残工事分となっているが、単品スライドはインフレスライドのような基準日は設定されておらず、既済分以外は請求日以前であっても対象となるのか	単品スライドにおける残工事数量とは、既済部分を除く数量であり、請求日以前も対象となる。 【単品スライドマニュアルP.10】
18	維持工事で年度毎に完済部分検査を行うものは、各年度末に単品スライド変更を実施できるという認識でよいか。	維持工事等の年度毎に精算・完済を行う工事においては、各年度末に単品スライドを行うことが可能。 【単品スライドマニュアルP.45】
19	同じ材料を複数月に渡って購入している場合、加重平均によって変動後の価格を求めるが、特定月に購入した分だけを対象とすることはできないという認識で良いか。 （工期中に減額した場合は、その分も加味して、加重平均によって価格算出）	単品スライドにおいては、既済部分を除く残工事数量について対象とし、特定期間のみを対象とはしない。 【単品スライドマニュアルP.10】
20	単品スライドで軽油を想定しているが、トンネルの機械を積算基準と異なる機械を使用しており、GTL燃料を使用（燃費）しているため、使用量を単純に比較できない。 その場合は、積算基準の使用量で軽油で積算すると理解すればよいか。	機械の変更が契約変更とならない場合においては、使用燃料についても積算基準の燃料と使用量にて積算する。 また、実際の購入記録が確認できないことから実勢価格でのスライドとなる。 【単品スライドマニュアルP.10】 【スライド条項に関するFAQ No.38】
21	「残工期が2 か月に満たないことのみを理由として、直ちに対象外とするものではない」と説明があったが、実務上の判断の目安として、中部地方整備局において「残工期が1 か半月程度である場合」「1 週間程度不足している場合」等のケースについて、具体的な指標や取扱いを設けているか。それとも、個別の工事実態を踏まえて総合的に判断されるのか。	具体的な指標は設けていない。契約事務手続きが整うよう受発注者にて調整するなど、総合的な判断となる。 【スライド条項に関するFAQ No.24,25】
22	実際の購入金額で算定する場合「実勢価格の単価＋30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能とし、発注者から提出された証明書類の金額が実勢価格に対し大幅に乖離している場合は、発注者は特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認する。」とあるが、今回の中東情勢による影響を考慮し「30%を超過してもやむを得ない」と一律に判断し、発注者からの見積り取得等の追加的な判断材料がなくとも、妥当であると判断してよいか。 （国から発出された中東情勢等に関する通知等を根拠に妥当性を判断し、発注者からの見積りは取得しない）	中東情勢に関する事務連絡のみで妥当性の確認とはならない。協議対象の材料、上昇率などの妥当性について、発注者による見積徴収や近隣工事の状況、特別調査等にて確認願います。 【単品スライドマニュアルP.9,10】

工事請負契約書第26 条第5 項（単品スライド条項）の運用に関する説明会 質疑応答

開催日：令和8 年4 月2 8 日、5 月1 2 日

	質問	回答
23	「納品書、請求書、領収書のすべてが提出できない場合であっても検討可能な場合」について、数量や価格について他の合理的な手段により確認できる場合であれば、常に当該書類の提出を省略して差し支えない、という整理でよいか。それとも、原則としてはマニュアル記載のとおり書類提出を求めつつ、商慣行や契約形態等の事情により、やむを得ず提出が困難な場合に限り、例外的に他の手段による確認を認める、という運用整理か。	原則としてはマニュアル記載のとおり書類提出を求めつつ、商慣行や契約形態等の事情により、やむを得ず提出が困難な場合に限り、例外的に他の手段による確認を認める、という運用整理となる。 【単品スライドマニュアルP9,10】